

美里町敬老金等支給条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、高齢者に対し、敬老金及び特別敬老祝金（以下「敬老金等」という。）を支給して敬老の意を表し、あわせてその福祉の増進を図ることを目的とする。

（敬老金等の支給）

第2条 町長は、当該年度の9月1日において町内に引き続き1年以上住所を有し、4月2日から4月1日の間に次の年齢に達する者に敬老金を支給する。ただし、現金によるもののほか、共通商品券等により、支給することができる。

（1） 77歳に達する者

（2） 88歳に達する者

（3） 99歳に達する者

2 町長は、前項に規定する敬老金のほかに、町内に引き続き10年以上住所を有し、かつ、居住している者で100歳に達した高齢者に対して、100歳に達した年に限り特別敬老祝金を支給する。

3 町長は、前2項に掲げる者のほか特に必要と認めた者に敬老金等を支給する。

（敬老金等の額）

第3条 敬老金等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 77歳に達する者 1万円

（2） 88歳に達する者 2万円

（3） 99歳に達する者 3万円

（4） 特別敬老祝金 10万円

（敬老金等の支給期日）

第4条 敬老金の支給期日は、「敬老の日」とする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、「敬老の日」以外の日においても支給することができる。

2 特別敬老祝金は、第2条第2項に規定する者が100歳に達した日以後に支給する。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 8 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 1 8 年 1 月 1 日から平成 1 8 年 3 月 3 1 日までは、この条例の規定にかかわらず合併前の敬老金等の支給条例 (昭和 3 4 年小牛田町条例第 9 号) 又は敬老祝金支給条例 (昭和 5 3 年南郷町条例第 1 4 号) の例による。

附 則 (平成 1 9 年 3 月 2 3 日条例第 1 4 号)

この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日条例第 5 7 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 7 年 3 月 1 0 日条例第 1 4 号)

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。